

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に係る見直し内容

財産の種類	使用の目的		単位		使用料 (円)	摘要
			数量	期間		
土地	電柱類の設置		電気通信事業法施行令 (昭和60年政令第75号) 別表第1の例による。			
	公衆電話所の設置					
	郵便差出箱及び信書便差出箱の設置		川西町道路占用料徴収条例 (平成9年条例第29号) 別表の例による			
	管類の地下埋設					
	地下及び架空工作物の設置		1 m ²	1年	土地価格の2パーセントに相当する額	地下工作物の平面が垂直に地表を画する部分の面積とする。
	広告物等の設置		川西町道路占用料徴収条例別表の例による			
	催物・物品展示のための一時的使用	7日未満の使用時間単位の使用	100 m ²	1日	1,200円	
			100 m ²	1時間	120円	
その他		1 m ²	1年	土地価格の4パーセントに相当する額		
建物	広告物等の掲示		1 m ²	1月	1,100円	
	催物・物品展示のための一時的使用	7日未満の使用	100 m ²	1日	2,200円	
		時間単位の使用	100 m ²	1時間	220円	
	その他		1 m ²	1年	建物の価格の10パーセントに相当する額に光熱水費保険料その他諸経費を加算した額	
動産			1点	1年	1年間に償却されるべき額に修理に要する経費を加算した額	
			備考 1 本表中消費税が課されることとなる使用料は、本表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。 2 使用料が年額で定められているものについて使用期間に1年未満の端数日数がある場合は月額として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月とする。			